

令和6年筑北村議会第3回会臨時会会議録

令和6年7月19日

令和6年筑北村議会第3回臨時会会議録目次

○招集告示	2
○応招・不応招議員	3
第 1 号 (7月19日)	
○開 会	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○村長あいさつ	7
○承認第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○報告第 4号の上程、説明、質疑	8
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議員派遣の件	11
○閉 会	12
○署 名	13

令和6 筑北村告示第 76 号

令和6 年筑北村議会第3 回臨時会を次のとおり招集する。

令和6 年7 月19 日

筑北村長 太 田 守 彦

1. 日 時 令和6 年7 月19 日（金）

2. 場 所 筑北村役場 議 場

3. 付議事項

令和5 年度 5 災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約について（契約）

専決処分の承認を求めることについて（1 件）

専決処分の報告について（1 件）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	一之瀬茂幸君	2番	窪寺務君
3番	小山正博君	4番	玉井玲子君
5番	藤原孝一君	6番	吉池昌昭君
7番	宮下敏彦君	8番	山田直幸君
9番	櫻井新一君	10番	待井安登君
11番	勝田昇君	12番	鎌田欣子君

令和6年筑北村議会第3回臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年7月19日（金）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 村長あいさつ
日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度筑北村一般会計補正予算（第2号）)
日程第 6 報告第 4号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
(村道七ツ松線事故損害賠償の報告)
日程第 7 議案第49号 令和5年度 5災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約について
日程第 8 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	待 井 安 登 君
11 番	勝 田 昇 君	12 番	鎌 田 欣 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君

住 福	社 課	民 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君		
教 育 次 長	細 田 雅 義 君				

事務局職員出席者

事 務 局 長 小川原 大 介 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

これより、令和6年筑北村議会第3回臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会 午後 1時30分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 議事日程により、会議を進めます。

傍聴、写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、

1番 一之瀬茂幸 議員

2番 窪寺 務 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（鎌田欣子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鎌田欣子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議案は議事日程のとおり受理しております。

また、議長報告および議員派遣並びに例月出納検査結果については、お手元にお配りした資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎村長あいさつ

○議長（鎌田欣子議員） 日程第4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） 大変お疲れ様でございます。本日は全員協議会の予定でございましたが臨時議会を招集させていただくこととなりました。議員の皆様におかれましては大変お忙しいところ、全員のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、承認、報告、議案、それぞれ1件ずつ上程させていただいております。つきましてはご審議をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長あいさつが終わりました。

◎承認第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、筑北村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは、承認第3号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ319万6,000円を追加し、予算の総額を47億8,325万円とするものです。

歳入は、10款地方交付税は普通交付税1,000円を増額、14款国庫支出金は民生費国庫補助金319万5,000円を増額してそれぞれ計上いたしました。

歳出は、3款民生費に319万6,000円を増額し、計上いたしました。詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

引き続き、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、令和6年度筑北村一般会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宜） 承認第3号 筑北村一般会計補正予算（第2号）の専決処分について説明をさせていただきます。

6月の議会全員協議会におきまして、住民福祉課長から説明がありました福祉医療事務委託事業につき申請期限が迫っており、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年6月21日に一般会計補正予算（第2号）の専決を行ったものです。

予算の内容について説明をさせていただきます。まずは予算書の歳入につきまして5ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税は歳出で実施する事業が全額国庫補助事業の対象となりますが、国庫補助金が1,000円未満切り捨てとなるため、1,000円を増額しています。14款2項1目民生費国庫補助金は、PMH医療費助成先行実施事業補助金の内示額として319万5,000円を増額しています。

歳出は6ページをお願いいたします。3款1項6目福祉医療費は、福祉医療事務委託料319万6,000円を追加しました。

説明は以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。本案について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、令和6年度筑北村一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（鎌田欣子議員） 日程第6、報告第4号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について、村道七ツ松線事故損害賠償の報告を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

太田村長。

○村長（太田守彦） 報告第4号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告につい

てですが、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

専決処分の内容ですが、令和 6 年 3 月 28 日午前 11 時 30 分ごろ、村道七ツ松線筑北村坂北 5407 番地西側 250m の地点において、倒木した枝が車線に飛び出していたため、通過した相手方、町田格氏の車両を損傷させたものであり、損害賠償の額につきましては 18 万 5,503 円、本件事故の過失割合を筑北村 6 割とし、今後一切の債権債務がないことを確認いたしました。この内容で相手方と和解することとなりましたのでご報告いたします

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

引き続き報告第 4 号 地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について、村道七ツ松線事故損害賠償の報告の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 報告第 4 号 地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告についてでございますが、平成 23 年 9 月 20 日議決の村長の専決事項の指定についての規定に基づき、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、6 月 27 日に専決処分した内容についてご報告するものでございます。

先ほどの村長提案説明のとおり村道七ツ松線において、倒木の枝が車線に飛び出していたことにより、現場通行中の車両に当たり損害を与えてしまいました。道路管理の状況および当該倒木の状況から当村の過失割合を 6 割とし、損害賠償金を支払うことで和解が成立いたしました。和解金の支払いにつきましては村で加盟しております損害保険ジャパンより直接相手方へ支払う支払われることになっております。以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

はい、6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 今、聞いた話だと村道のところに枝が出ていたと。それで車に損害を与えた。それで過失割合を 6 割だと。ちょっと考えれば、こういう事案っていくらでもあると思うんだけど、ただこの人はそういう申告をしたけど、ほかの泣き寝入りをしている人もいるっていうこともあると思うんですね。こういう、言ったから村で補償を 6・4 でやったっていうことなんだけど、こういうことで和解をしたっていうことなんだけど多少なりとも走って、村の村道、松くい虫や何かあって、倒木とかそういうのは管理を徹底的に村道なり、農道なりにやっていかないといけないと思うんだけど。こういう事案はこれからはいくらでも出るので、注意の看板でも出すなりして、私はこういう言ったもの勝ちみたいなことはあんまりどうかと思います。以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 報告がなくて泣き寝入りといいますが、ないものはちょっと村のほうでも把握ができませんので、損害賠償の対象にはできないと考えております。ただご指摘のとおり道路管理につきましては、建設課が主体になると思いますけども、今後も徹底していく必要があると考えております。以上です。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに質疑ございますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

したがって、報告第4号はこれをもちまして終了します。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第7、議案第49号 令和5年度 5災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第49号 令和5年度 5災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約についてですが、令和5年1月28日に議決いただきました令和5年度 5災 公共土木施設災害復旧工事について、工事内容の変更により工事請負代金の増額変更する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。詳細につきましては担当課長より説明いたしますのでよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

引き続き、議案第49号 令和5年度 5災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約についての説明を求めます。

企画財政課長

○企画財政課長（山田隆宜） では、議案第49号 令和5年度 5災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約について説明をさせていただきます。村長の提案説明にあったとおり、令和5年度 5災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約につきまして工事内容の変更により工事請負代金を1億868万円から534万6,000円増額し、変更後の工事請負代金を1億1,402万6,000円にするものです。

主な変更内容はグラウンドアンカー工につきまして、基本調査試験の結果により、アンカー工の延長、その他数量を精査し変更するものです。説明は以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第 49 号 令和 5 年度 5 災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約についてを採決します。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 49 号 令和 5 年度 5 災 公共土木施設災害復旧工事変更請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、配付しました議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますのでご了承ください。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（鎌田欣子登議員） ここで村長よりあいさつがあります。

村長。

○村長（太田守彦） 閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。最近報道されておりますとおり新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあります。今週、松塩筑木曽人福祉協議会の理事会において、複数の施設において感染があったという報告を受けました。また、青木麻績インター新町間の既成同盟会では、控え室の会話の中で、上田管内における学校でも学級閉鎖が起きているというお話がありました。手指消毒など感染対策をよろしくお願いいたします。今年は梅雨入りが遅かったわけですが、昨日梅雨明けが宣言され、いよいよ夏本番を迎えます。熱中症、特に子どもや高齢者については、熱中症対策にくれぐれも気をつけていただきたいと思います。また、27日土曜日は、筑北村夏まつりが実施されます。具合が悪くなった方への救護体制など対策を整え、多くの来場者をお迎えしたいと考えております。駐車場に限りがございますので、徒歩あるいは公共交通や乗り合わせなどご協力をお願い申し上げます。

終わりに議会議員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、ご活動のほどお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

大変ご苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田欣子登議員） 村長あいあつが終わりました。

お諮りいたします。これで本臨時会を閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

それでは、本日の会議を閉じ、令和6年筑北村議会第3回臨時会を閉会といたします。
大変、ご苦労様でした。

閉会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員